（前のページより続き）

○新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該新設分割設立金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定める件（同九）　五九
○優先株式等の引受け等に係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件（金融庁・財務・厚生労働・経済産業一）　六〇
○預金保険機構が資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を定める件（同二）
○特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助に関し、特定合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件（同三）
○預金保険機構が特定資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を定める件（同四）　六一
○協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（金融庁・厚生労働三）
○スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについて関税定率法第八条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件（財務六九）

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十五年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　六三
平成二十五年度第三・四半期国庫の状況（同）　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇利息制限法施行令等の一部を改正する政令（政令第五一号）（金融庁）

一　利息制限法施行令の一部改正関係

消費税及び地方消費税（以下「消費税」と総称する。）の税率の引上げに伴い、債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料のうち利息とみなされない額の上限等を引き上げることとした。（第二条及び第四条関係）

二　貸金業法施行令の一部改正関係

消費税の税率の引上げに伴い、債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料のうち利息とみなされない額の上限を引き上げることとした。（第三条の二の三関係）

三　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の一部改正関係

消費税の税率の引上げに伴い、貸付けの相手方が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料のうち利息とみなされない額の上限等を引き上げることとした。（第二条関係）

四　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第五二号）（財務省）

1　課税期間が満了したオーストラリアを原産地とする電解二酸化マンガンを除き、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税について、関税定率法の規定に基づき、その課税期間を平成三一年三月四日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五三号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成二六年三月六日とすることとした。

◇預金保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第五四号）（金融庁）

一　預金保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の対象について、短資業者を対象とすることとした。（預金保険法施行令第二九条の二関係）

2　特定認定に係る金融機関等に対する資産の国内保有命令について、その期限及び当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とするものの総額の上限を示して行うものとし、その資産として日本銀行に対する預け金等を定めることとした。（預金保険法施行令第二九条の四関係）

3　金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理における特定株式等の引受け等に係る申込みに際し提出する経営健全化計画に定めるべき方策として、経営の合理化のための方策等を定めることとした。（預金保険法施行令第二九条の六関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　その他関係政令の一部改正関係（第二条～第六条関係）

租税特別措置法施行令、国土利用計画法施行令、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令、金融庁組織令、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年三月六日）から施行することとした。